

公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則

(平成22年4月1日制定 法人3301-1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この細則に定めのない事項については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）及びその他の給与関係規則（以下「規則」という。）、その他山梨県の関係例規、通知等を準用するものとする。

(職務の級の標準的な職務内容)

第2条 紹介規程第6条第5項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類するものとする。

(新たに職員となった者の職務の級)

第3条 新たに教職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次の各号に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあっては、あらかじめ理事長の承認を得ること。

ア 行政職給料表の職務の級6級から9級まで

イ 教育職給料表の職務の級5級

ウ 医療職給料表（1）の職務の級3級及び4級

エ 医療職給料表（2）の職務の級6級及び7級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあっては、その職務の級について別表第2級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定める資格を有していること。

2 級別資格基準表の適用方法、適用する場合における教育職員の経験年数の起算、換算及び調整については、理事長が定める。

(新たに教職員となった者の号給)

第4条 新たに教職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第3初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは理事長が別に定める。

(昇格)

第5条 教職員を昇格させようとする場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けっていた号給に対応する別表第4に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(昇給号給数の抑制)

第6条 紹介規程第9条第2項の理事長が定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1) 教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの

(2) 医療職給料表（1）の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもの

(3) 医療職給料表（2）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの

2 紹介規程第9条第3項の理事長が定める教職員は、教育職給料表及び医療職給料表（1）の適用を受ける教職員とし、同項の理事長が定める年齢は、57歳とする。

(給料の調整)

第7条 紹介規程第12条の規定により給料の調整を行う職は、別表第5の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

2 教職員の給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるとき

は、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする。

(管理職手当)

第8条 給与規程第13条第1項の規定により管理職手当を支給する職は、別表第7に掲げる職とする。

2 別表第7に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の支給区分欄に定める区分とする。

3 教職員に支給する管理職手当の額は、別表第7に掲げる職を占める教職員に適用される給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第8の管理職手当額欄に定める額とする。

(加算を受ける教職員及び加算割合)

第9条 給与規程第26条第3項の規定により、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、理事長が定める教職員は別表第9の教職員欄に掲げる教職員とする。

2 給与規程第26条第3項の理事長が定める教職員の区分は、別表第9の区分とし、規程第26条第3項の100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合に定める割合とする。

(期末手当及び勤勉手当に係る在職期間)

第10条 給与規程第26条第4項及び第29条第4項に規定する在職期間には、基準日前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与規程の適用を受ける教職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入する。

(1) 山梨県職員

(2) その他理事長が認める者

(この規程により難い場合の措置)

第11条 この細則により難い特別の事情があると認められるときは、理事長の承認を得て別段の定めをすることができる。

(委任)

第12条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年3月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年3月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年12月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年12月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成31年3月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成31年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、第1項の規定による改正後の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給が第1項の規定による改正前の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定にかかわらず、改正前の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和4年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以

外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、第1項の規定による改正後の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給が第1項の規定による改正前の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定にかかわらず、改正前の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和5年12月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 令和5年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、第1項の規定による改正後の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給が第1項の規定による改正前の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定にかかわらず、改正前の公立大学法人山梨県立大学給与に関する細則の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和6年12月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う主事又は司書の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は司書の職務
3級	主任の職務
4級	1 主査又は副主査の職務
5級	1 課長の職務 2 副主幹の職務
6級	1 事務局次長の職務 2 主幹の業務
7級	事務局長の職務
8級	複雑かつ困難な業務を所掌する事務局長の職務
9級	理事長が別に定める職務

教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助手の職務
2級	講師又は助教の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う助手の職務
3級	准教授の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う講師又は助教の職務
4級	教授の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准教授の業務
5級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う教授の職務

医療職給料表（1）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医療業務又は医療行政を行う職務
2級	相当高度の知識・経験に基づき困難な医療業務又は医療行政を行う職務
3級	特に高度の知識・経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4級	極めて高度の知識・経験に基づき特に困難な医療業務又は医療行政を行う職務

医療職給料表（2）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	保健師の職務
2級	相当困難な業務を行う保健師の職務

3級	困難な業務を行う保健師の職務
4級	特に困難な業務を行う保健師の職務
5級	理事長が別に定める職務
6級	理事長が別に定める職務

別表第2（第3条関係）

行政職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等＼職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	上級	大学卒		2	4	4	2
			0	2	6	1 0	1 2
	中級	短大卒		4 . 5	4	4	2
			0	5	9	1 3	1 5
	初級	高校卒		7	4	4	2
			0	7	1 1	1 5	1 7

備考

試験欄の正規の試験の区分の適用については、理事長が定める。当面の間、山梨県の基準である「上級」は山梨県職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験を、「中級」は山梨県職員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験を、「初級」は山梨県職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験を準用する。

教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等＼職務の級	1級	2級	3級	4級
教授	大学卒				3
				0	9
	短大卒				3
				0	1 2
准教授	大学卒			6	3
			0	6	9
	短大卒			6	3
			0	9	1 2
講師	大学卒			6	
			0	6	
	短大卒			6	
			0	9	
助教	大学卒			8	

		0	8	
短大卒		2 . 5	8	
	0	2 . 5	1 1	
助手	大学卒			
		0		
	短大卒	2 . 5		
	0	2 . 5		

医療職給料表（1）級別資格基準表

職種	学歴免許等＼職務の級	1級	2級
医師	大学6卒		4
		0	4

医療職給料表（2）級別資格基準表

職種	学歴免許＼職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
保健師	大学卒			2 . 5	3	4
		0	2 . 5	7	1 1	

別表第3（第4条関係）

行政職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	上級	1級29号給
	中級	1級19号給
	初級	1級9号給
その他		1級5号給

教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教及び助手	博士課程修了（医学又は歯学に関するものに限る。）	2級41号給
	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学6卒	
	大学卒	2級5号給

医療職給料表（1）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級33号給
	大学6卒	1級9号給

医療職給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	2級15号給

別表第4（第5条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受け た号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8

25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	21	37	38	46	43	30	30	
55	22	38	39	47	44	30	30	
56	22	38	40	48	44	30	30	
57	23	39	41	49	45	31	30	
58	23	39	42	50	45	31	31	
59	24	40	43	51	46	31	31	
60	24	40	44	52	46	31	31	
61	25	41	45	53	47	31	31	
62	25	42	45	54	47	31		

63	26	43	45	55	48	31		
64	26	44	46	56	48	31		
65	27	45	46	57	49	31		
66	27	45	46	58	49	31		
67	28	46	47	59	50	31		
68	28	46	47	60	50	31		
69	29	47	47	61	50	31		
70	29	47	48	62	50	31		
71	29	48	48	63	50	31		
72	30	48	48	64	50	31		
73	30	49	49	65	50	31		
74	30	49	49	66	50	31		
75	31	49	49	67	50	31		
76	31	49	50	68	50	31		
77	31	49	50	68	51	31		
78	32	50	50	68	51	32		
79	32	50	51	68	51	32		
80	32	50	51	68	51	32		
81	33	50	51	69	51	32		
82	33	50	52	69	51	32		
83	33	51	52	69	51	32		
84	34	51	52	69	51	32		
85	34	51	53	69	51	33		
86	34	51	53	70	51			
87	35	51	53	70	51			
88	35	52	53	70	51			
89	35	52	54	71	52			
90	36	52	54	72	52			
91	36	52	54	73	52			
92	36	52	54	74	52			
93	37	53	55	75	53			
94		53	55					
95		53	55					
96		53	55					
97		53	55					
98		54	55					
99		54	55					
100		54	56					

101		54	56					
102		54	56					
103		55	56					
104		55	56					
105		55	56					
106		55	56					
107		55	57					
108		56	57					
109		56	57					
110		56	57					
111		56	57					
112		56	57					
113		56	57					
114		56						
115		56						
116		56						
117		57						
118		57						
119		57						
120		57						
121		57						
122		57						
123		57						
124		57						
125		57						

教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1

8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	1
23	3	3	11	1
24	4	4	12	1
25	5	5	13	1
26	6	6	14	1
27	7	7	15	1
28	8	8	16	1
29	9	9	17	1
30	10	10	18	2
31	11	11	19	3
32	12	12	20	4
33	13	13	21	5
34	14	14	21	6
35	15	15	22	7
36	16	16	22	8
37	17	17	23	9
38	18	18	23	10
39	19	19	24	11
40	20	20	24	12
41	21	21	25	13
42	22	22	26	14
43	23	23	27	15
44	24	24	28	16
45	25	25	29	17

46	25	26	30	17
47	25	27	31	18
48	26	28	32	18
49	26	29	33	19
50	26	29	34	19
51	27	30	35	20
52	27	30	36	20
53	27	31	37	21
54	28	31	38	21
55	28	32	39	22
56	28	32	40	22
57	29	33	41	23
58	29	33	42	23
59	29	33	43	24
60	30	34	44	24
61	30	34	45	25
62	30	34	46	25
63	31	35	47	26
64	31	35	48	26
65	31	35	49	27
66	32	36	50	27
67	32	36	51	28
68	32	36	52	28
69	33	37	53	29
70	33	37	54	29
71	33	38	55	29
72	33	38	56	30
73	34	39	57	30
74	34	39	57	30
75	34	40	58	31
76	34	40	58	31
77	35	41	59	31
78	35	41	59	32
79	35	42	60	32
80	35	42	60	32
81	36	43	61	33
82	36	43	61	33
83	36	44	61	33

84	36	44	62	33
85	37	45	62	33
86	37	45	62	33
87	37	45	63	34
88	38	46	63	34
89	38	46	63	34
90	38	46	64	34
91	39	47	64	34
92	39	47	64	34
93	39	47	65	35
94	40	48	65	35
95	40	48	66	35
96	40	48	66	35
97	41	49	67	35
98	41	49	67	35
99	41	49	68	36
100	41	49	68	36
101	41	50	68	36
102	41	50	68	
103	42	50	68	
104	42	50	68	
105	42	51	68	
106	42	51	68	
107	42	51	68	
108	42	51	68	
109	43	52	68	
110	43	52	68	
111	43	52	68	
112	43	52	68	
113	43	53	68	
114	43	53	68	
115	44	53	68	
116	44	53	68	
117	44	54	68	
118	44	54		
119	44	54		
120	44	54		
121	45	55		

122	45	55		
123	45	55		
124	45	55		
125	45	55		
126	46	56		
127	46	56		
128	46	56		
129	46	56		
130	46	56		
131	47	57		
132	47	57		
133	47	57		
134	47	57		
135	47	57		
136	48	58		
137	48	58		
138	48	58		
139	48	58		
140	48	58		
141	49	59		
142	50			
143	51			
144	52			
145	53			
146	53			
147	53			
148	54			
149	54			
150	54			
151	55			
152	55			
153	55			
154	56			
155	56			
156	56			
157	57			

医療職給料表（1）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10

35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42

73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

医療職給料表（2）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受け ていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1

8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29

46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	41	34	46	42	33	37
59	42	35	47	43	34	37
60	42	36	48	44	34	37
61	43	37	49	45	35	37
62	43	38	50	46	35	38
63	44	39	51	47	36	38
64	44	40	52	48	36	38
65	45	41	53	49	37	38
66	46	42	54	50	37	38
67	47	43	55	51	38	39
68	48	44	56	52	38	39
69	49	45	57	53	39	39
70	50	46	58	53	39	
71	51	47	59	54	40	
72	52	48	60	54	40	
73	53	49	61	55	41	
74	54	50	62	55	41	
75	55	51	63	56	41	
76	56	52	64	56	41	
77	57	53	65	57	41	
78	58	54	66	58	41	
79	59	55	67	59	42	
80	60	56	68	60	42	
81	61	57	69	61	42	
82	62	58	70	61	42	
83	63	59	71	62	42	

84	64	60	72	62	42	
85	65	61	73	63	43	
86	65	62	74	63	43	
87	66	63	75	64	43	
88	66	64	76	64	43	
89	67	65	77	65	43	
90	67	66	78	65	43	
91	68	67	79	66	44	
92	68	68	80	66	44	
93	69	69	81	67	44	
94	70	70	82	67		
95	71	71	83	68		
96	72	72	84	68		
97	73	73	85	68		
98	74	74	85	68		
99	75	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	81	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			
116	82	84	94			
117	82	85	95			
118	82	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	83	86	96			

122	83	86	96			
123	83	86	97			
124	84	86	97			
125	84	87	97			
126	84	87				
127	84	87				
128	84	87				
129	85	88				
130	85	88				
131	85	88				
132	86	88				
133	86	89				
134	86	89				
135	87	89				
136	87	90				
137	87	90				
138	88	90				
139	88	90				
140	88	90				
141	89	91				
142	89	91				
143	89	91				
144	89	91				
145	90	91				
146	90	92				
147	90	92				
148	90	92				
149	91	92				
150	91	92				
151	91	93				
152	91	93				
153	92	93				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					

160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第5（第7条関係）

給料の調整額の適用区分表

教職員	調整数
大学院看護学研究科の博士後期課程の授業を常時担当する教授、准教授及び講師	2
(1) 大学院人間福祉学研究科の修士課程及び大学院看護学研究科の博士前期課程の授業を常時担当する教授、准教授及び講師 (2) 大学院人間福祉学研究科及び大学院看護学研究科に在籍する学生の指導に常時従事する助教で理事長が調整を必要と認める教職員	1

別表第6（第7条関係）

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

別表第7（第8条関係）

行政職給料表管理職手当支給区分表

職	支給区分
事務局長	2種(理事長が認める者にあっては1種)
事務局次長	6種(理事長が認める者にあっては5種)
就職幹	7種

教育職給料表管理職手当支給区分表

職	支給区分
副学長	5種
学部長	6種
研究科長	7種
図書館長	
センター長	
看護実践開発研究センター長	8種

医療職（1）給料表管理職手当支給区分表

職	支給区分
センター長	7種

別表第8（第8条関係）

行政職給料表管理職手当支給額表

職務の級	支給区分	管理職手当額
9級	1種	130, 300円
8級	1種	117, 500円
	2種	108, 100円
	3種	94, 000円
7級	4種	84, 100円
	5種	75, 200円
6級	5種	70, 600円
	6種	62, 300円
	7種	54, 000円
	8種	45, 700円

教育職給料表管理職手当支給額表

職務の級	支給区分	管理職手当額
4級及び5級	5種	90, 900円
	6種	80, 200円
	7種	69, 500円
	8種	58, 800円

医療職（1）給料表管理職手当支給額表

職務の級	支給区分	管理職手当額
5級	7種	69, 500円

別表第9（第9条関係）

給料表	教職員	加算割合
1 行政職給 料表	職務の級9級及び8級の教 職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の教 職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の教 職員	100分の10
	職務の級3級の教職員	100分の5
2 教育職給 料表	職務の級5級の教職員	100分の15
	職務の級4級の教職員	100分の10（教授の職にある教職員 にあっては100分の15）
	職務の級3級の教職員及び 2級の教職員（2級41号 給以上の教職員。）	100分の5（3級で准教授の職にある 教職員及び53号給以上の号給等を受ける 教職員にあっては100分の10）
3 医療職給 料表（1）	職務の級4級の教職員	100分の15（理事長が別に定める教 職員にあっては100分の20）
	職務の級3級の教職員	100分の10（理事長が別に定める教 職員にあっては100分の15）
	職務の級2級の教職員	100分の5
4 医療職給 料表（2）	職務の級7級及び6級の教 職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の教 職員並びに3級の教職員 (理事長が定める教職員に 限る。)	100分の5（職務の級5級及び4級の 教職員のうち理事長が別に定める教職員 にあっては100分の10）